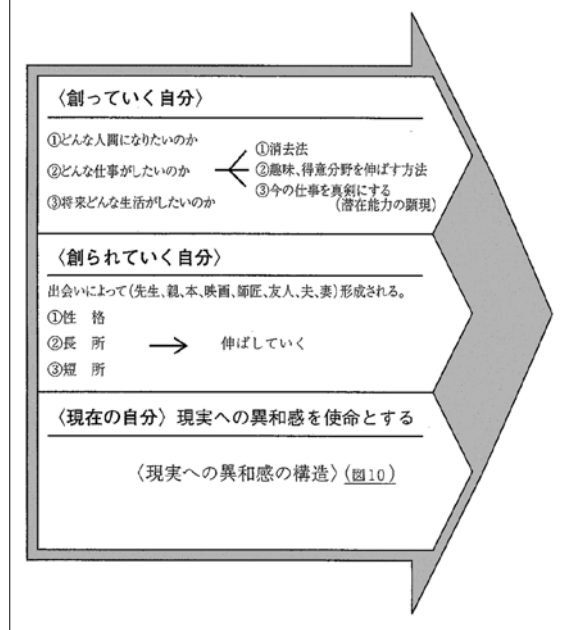


成長する自分は3つに分類され、自己実現へ向かう



前回は、1)創っていく自分 2)創られていく自分 3)現在の自分の3つに分類されて複合的に絡んで実現すべき自己が発見できる事を述べました。

今回は、まず1)創っていく自分という観点からご説明します。

創っていく自分という観点から実現すべき自己を発見するには、「呼び出し法」を使います。問いかけ、呼びかけて、それに応えて出てきたものを実現すべき真実の自己として捉えるという、生きたものを生きたまま掴む方法です。

それは、どんな呼び出しや問いかけかという、次の3つの問いかけです。

- 1) どんな人間になりたいのか？
- 2) どんな仕事かしたいのか？
- 3) 将来どんな生活かしたいのか？

しかし、どんな人間になりたいのかが解らない人は、自分がどうなってしまうのかわからない状態で生きていますから、残念ながら現実に溺れ流れ理想や夢を失っている状態です。

現在の地球において、人間だけが抽象概念を探れる言語能力をもち、完全なるものをイメージできます。つまり目標を設定できる能力は人間だけであり、だから人間は、歴史を創ってきたのです。つまり理想をもってこそ人間です。じっくり考えれば、母親のような優しい女性、ソチオリンピックを見て葛西紀明選手のように諦めずチャレンジし続ける人など、身近に尊敬できる人等がなりたい人間になっていきます。

2)どんな仕事をしたいのかという観点からいえば、看護師、医者、弁護士、プロ野球の選手などやりたい仕事から実現すべき自己も発見できます。適職さがしは、趣味や得意分野を伸ばして、そのまま職業になったというのが理想ですが、今やっている仕事を真剣にやってみると、

潜在能力が湧いてきて、こういう事がやってみたいという願望が湧いてくる事もあります。考えても具体的に職業がでてこない場合は、好き嫌いで判断し、最後に残ったものでやってみるのが消去法的選択ですが、判断原理を感性にしていますので、そこから結果として適職を選択する確率は高まります。

3)将来どんな生活かしたいのかという観点では、リッチな生活かしたいという事なら、今何をしなければならないのかという問題意識につながり、生き方が決まってきます。つまりこの3つの問いを発して、自分の中にある欲求を呼び覚ましてくれることが大切なのです。そのようにして本当の自分、真実の自分、すなわち実現する価値がある本当の自己を発見する事ができるのです。次回は創られていく自分という観点から述べていきます。

(『この哲学から日本の復活がはじまる』上巻・第7章より 共著・鈴木繁伸／芳村思風)

会計・税法・労務

第2回 75歳以上の方の医療費を3割から1割にできるか？

後期高齢者(75歳)以上の方から、「医療費が3割になって高く困っています」という質問をよく受けます。年金以外の所得を減少させれば、相続対策をやりながら医療費も1割になったという効果が、私のクライアントでも多く喜んでいただいております。詳しくご紹介します。

3割(現役並み所得者)の対象は、住民税課税所得が145万円以上ある被保険者と、その被保険者と同じ世帯の被保険者となります。

但し、住民税課税所得145万円以上でも被保険者の収入合計額が次の金額に満たない方は区市区町村の担当窓口へ申請することにより1割負担となります。

1世帯に被保険者が1人の場合 → 収入金額が383万円未満

(383万円超でも被保険者と同じ世帯内の70歳から74歳までの他の健康保険に加入する方と被保険者の収入額を合計して520万未満)

2世帯に後期高齢者医療の被保険者が2人以上いる場合 → 収入金額が520万円未満

一般の人は、通常の年金だけなら1割なのですが、他に不動産所得や雑所得などがあると145万円以上のなる場合が多く、子供に建物を贈与・私的年金の受取人変更等対策を打てば、相続税対策と同時にできる場合がよくあります。尚、課税所得は住民税ベースなので、所得控除の違い(例えば基礎控除は所得税では38万円ですが住民税は33万円)等があり、細かい計算をして145万円の判断をする必要があります。

詳しい計算方法はホームページに掲載しております。ご参照ください。

鈴木繁伸公認会計士・税理士事務所

経営計画策定・監査・会計・税務・労務・証券仲介業・宅建業など

所長/鈴木 繁伸 税理士/大輪 智彦 税理士/古河 宙 税理士/竹田 卓史 税理士/大槻 道同 社会保険労務士/井上 宣子

【京都オフィス】京都市下京区仏光寺通柳馬場西入東前町408-1 TEL.075-352-3336 FAX.075-352-3033

【東京オフィス】東京都中央区日本橋堀留町2-5-10 SINCITY日本橋1101 TEL.03-6206-2108 FAX.03-6206-2181

http://www.suzuki-mb.co.jp/ E-mail:suzuki@suzuki-mb.co.jp 何でも気軽にお問合せください。